

2024年4月1日

資源エネルギー庁
新エネルギー課
再生可能エネルギー推進室

再生可能エネルギー発電事業に係る業務の委託について（運用指針）

地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たって、その業務の全部又は一部について、委託先（再委託先を含む。以下同じ。）に委託（再委託を含む。以下同じ。）する場合¹には、委託先を含めた再生可能エネルギー発電事業全体として、認定計画や認定基準（関係法令（条例を含む。以下同じ。）の遵守を含む。）に従う必要があります。

こうした中で、認定事業者の委託先に対する責任を明確化するため、2024年4月に改正した再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第10条の3第2項においては、認定事業者が、再生可能エネルギー発電事業に係る業務の全部又は一部を委託する場合は、当該再生可能エネルギー発電事業が認定計画に従って実施されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないことが明確化されました²。

本指針は、こうした監督義務の適用及び運用に関する考え方を示したものです。再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループの第2次とりまとめ（2023年11月）の内容も踏まえ、次ページ以降のとおり、再生可能エネルギー発電事業に係る業務の委託について、再生可能エネルギー発電事業者が通常負うべき監督義務の内容を整理しました。

ただし、個別の再生可能エネルギー発電事業者が負うべき監督義務の内容は、電源種、規模、設置の形態等の個別の事案に応じて異なる点には注意が必要です。例えば、認定事業者が委託先に対する必要かつ適切な監督を行っていない場合には、交付金相当額積立金の積立命令（第15条の6第1項）、改善命令（法第13条）、認定取消し（法第15条第1号）などの対象となりますが、これらの措置の実施の判断は、個別の事案の状況を踏まえて実施していくこととします。

なお、FIT/FIP制度を活用しない再生可能エネルギー発電事業についても、本指針を参考として、委託先に対する必要かつ適切な監督が行われることが重要です。また、本指針については、法の施行状況を踏まえ、不断の見直しを行い、その充実化を図っていきます。

¹ 再生可能エネルギー発電事業の実施に係る行為のうち、例えば、手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検（柵塀の設置及び維持管理、雑草の除去等を含む。）、設備解体、廃棄・リサイクルに係る業務の委託を指します。以下同じ。

² 改正前の法においても、委託先を含めた再生可能エネルギー発電事業全体として、認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）に従う必要がありましたが、この中で、今般の改正は、認定事業者の委託先に対する監督義務を法文上明確化するものです。

第1 委託先の選定及び委託契約の締結

(1) 委託先の選定

- 委託先の選定に当たっては、委託先が認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）に従って事業を実施することが可能かどうか、情報管理体制や連絡体制、コンプライアンスの遵守体制の整備の観点等も含めて、適切な調査及び検討を行うこと。

委託先の調査及び検討に当たっては、認定事業者において、認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）に従って委託先が遵守すべき事項を整理（典型的な委託類型における主な留意点については、後掲（2）も参照。）した上で、委託先において各事項の遵守を担保するための体制等（資源エネルギー庁の委託先に対する報告徴収及び立入検査（以下「報告徴収等」という。）に備えた情報管理体制を含む。）が構築されているか確認することが有益である。

なお、法第9条第4項第4号に規定する再生可能エネルギー発電事業の認定に当たっての欠格事由なども参照すること。

(2) 委託契約の締結

- ① 委託先と書面で契約書を締結し、当該契約書において、委託先が認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）に従うべき旨を明確化すること。
- ② 当該契約書において、委託先に対する監督及び認定事業者に対する報告（後掲第2（2）参照）に関する事項を明確化すること。
- ③ 委託契約のうち主要な部分を再委託する場合には、認定事業者の事前同意などが必要である旨を明確化すること。

①について、認定事業者において、契約書上は包括的な法令遵守規定を置く場合であっても、認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）に従って委託先が遵守すべき事項を整理し、各事項の遵守が合意内容に含まれるようにすることが必要である。

（典型的な委託類型における主な留意点）

・手続代行、プロジェクトマネジメント、設計の場合

手続代行業を依頼するに当たっては、認定事業者になろうとする者においても、自ら代行業者が行う申請の内容を把握すること。再生可能エネルギー発電設備の設計等に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）における技術基準適合維持義務等を踏まえること。また、太陽光発電事業については、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の付表3に掲げる規格も参照すること。

・土地開発、建設・設置工事の場合

土地開発の関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を含む。）及びそれらに基づき取得した許認可等に基づく義務や、電気事業法及び建築基準法の技術基準適合維持義務等を踏まえること。また、例えば太陽光発電事業については、

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の付表 4 に掲げる民間団体が作成したガイドライン及び解説書も参照すること。

・保守点検の場合

電気事業法に基づき届け出た保安規程を踏まえること。主任技術者（電気事業法の規定に基づき、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために選任される者をいう。以下同じ。）については、選任の方法について、電気事業法関係法令の規定を遵守すること。

・設備解体、廃棄・リサイクルの場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守すること。また、再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方については、関係審議会等で検討を進めているところであり、こうした検討結果も踏まえること。

第 2 委託先に対する監督及び認定事業者に対する報告

（1）委託先に対する監督

- ① 委託の内容に応じて、認定事業者と委託事業者の間で定期的な打合せを設け、委託先が認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）に従うための具体的な方法について、認識の一致を図ること。
- ② 委託の内容が、特に土地開発、建設・設置工事などの施工を伴う場合にあっては、認定事業者が施行現場に常駐し、又は定期的に立ち入り、実態を把握すること。
- ③ 委託の内容が、特に土地開発、建設・設置工事などの施工を伴う場合にあっては、委託先においても、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施されるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。

③について、当該再生可能エネルギー発電事業が、FIT/FIP 認定要件としての説明会の対象である場合、当該説明会における説明は認定事業者自身が行う必要があるが、委託先も説明会に参加することは有益である。

（2）認定事業者に対する報告

- ① 委託の内容に応じて、委託先から認定事業者に対し、定期的な報告（例：日次、週次、月次、年次）を求めること。特に土地開発、建設・設置工事などの施工を伴う場合にあっては、工事前・工事中・工事後の施工状況を把握することのできる写真を添付すること。
- ② 委託先から認定事業者に対し、事故等の異常が発生した際には、①の定期的な報告にかかわらず、速やかに報告を求めること。

①について、委託の形態が様々であるため、報告の形式（様式等）を一律に定めると、かえって報告が形骸化するおそれがある。このため、一律に報告の形式を定めることはしないが、月次及び年次の報告は書面で行うこと。報告内容については、委託先における認定計画

や認定基準（関係法令の遵守を含む。）の遵守を担保するという観点を踏まえて、例えば次の事項を参考としつつ、認定事業者が必要かつ適切な内容とすること。

- ・委託された業務の実施状況
- ・認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）の遵守に当たっての責任者
- ・認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）の遵守体制
- ・認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）の遵守の具体的方法

②について、事故等の異常の範囲については、委託の形態により異なるが、認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）に違反するおそれが生じた場合には、速やかに報告を行うことが必要となる。

（典型的な委託類型における報告例）

・手続代行、プロジェクトマネジメント、設計の場合

委託先が設計した設備やプロジェクトが認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）に従っているものであることを認定事業者自身が確認すること。設備やプロジェクトが確定する前に、途中段階での報告を求めることも有益である。

・土地開発、建設・設置工事の場合

着工前から、工事が認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。）に従っているものであることについて、定期的に打合せを開催する等により、認識の一致を図ること。工事開始後も定期的に報告を求めることになるが、特に着工・造成工事完了・地盤調査完了などの工事のポイントとなる時点での報告を求めること。

報告内容について、認定事業者自身の専門スタッフが施工現場に常駐して確認を行うことや、認定事業者自身が騒音・振動・水質汚濁などの地域の懸念が想定される点について検査・確認を行うことも有益である。

・保守点検の場合

保守点検契約の内容に応じ、日次・週次などでの報告を行うこと。特に保安規程を遵守した点検等について適切な報告を求めること。主任技術者の月次点検を委託している場合にあっては、当該点検結果について月次で報告を受けること。また、事故等の異常が発生した際の報告として、特に、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条第1項の事故が生じた場合には、当然に速やかに報告を求めること。

・設備解体、廃棄・リサイクルの場合

運転期間中に設備の交換が発生する場合には、設備の取換前と取換後の写真の添付を求めること。また、産業廃棄物を廃棄する場合には、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の添付を求めること。また、再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方については、関係審議会等で検討を進めているところであり、こうした検討結果も踏まえること。

参考1 認定事業者がSPCの場合

認定事業者がSPCの場合の取扱いについて、個別の契約関係等に応じて一概に規定することはできないが、一般的には、次のとおりとなる。

- ・ 委託契約はSPCと委託先との間で締結されることが想定されるが、当該契約に関し、前掲第1(2)の整理が該当する。
- ・ 実質的な委託先の監督は、認定事業者であるSPCの監督義務を代理する形で、SPCの親会社等が実施することとなる。この場合においては、当該親会社等の監督について、前掲第1(1)及び第2の整理が該当する。当該親会社が委託先に対する必要かつ適切な監督を行っていない場合には、当該認定に関し、交付金相当額積立金の積立命令(第15条の6第1項)、改善命令(法第13条)、認定取消し(法第15条第3号)などの対象となる。

参考2 住宅用太陽光発電事業の場合

再生可能エネルギー発電事業が住宅用太陽光発電事業の場合、認定事業者が個人となることが多いが、この場合においても、認定事業者は委託先(工務店等)に対する監督義務を負うところ、適切な工務店等への発注などにより監督義務を果たしていくことが重要である。

参考3 定期報告における委託に係る事項の報告

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第5条第1項第6号に基づく設置費用報告及び同項第7号に基づく運転費用報告(以下「定期報告」という。)において、次の情報の報告を求める。ただし、10kW未満の太陽光発電設備を除く。

【定期報告の対象とする委託】

再生可能エネルギー発電事業の実施に係る行為のうち、手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄・リサイクルに係る業務の委託(認定事業者が直接委託するものに限る。)

※当該定期報告の対象期間(設置費用報告の場合にあっては、運転開始までの期間)に契約期間が属するものを対象とする。

【定期報告の内容】

- ・ 委託契約書の有無
- ・ 委託契約書の相手方
- ・ 委託契約の概要(典型的な委託類型については、チェックボックスから選択する。)
- ・ 委託先から認定事業者に報告された書面での報告(添付された写真等を含む。)の写し

2024 年 4 月以降に報告期限を迎える報告から、前掲の内容の報告ができるように電子申請システムを整備することとする。その上で、認定事業者において、定期報告をすべき書類等の準備を行う期間を確保するため、2025 年 4 月 1 日以降に報告期限を迎える報告から、前掲の内容の報告を必須とする。

参考 4 認定事業者及び委託先に対する報告徴収・立入検査の実施

経済産業大臣は、法第 52 条第 1 項に基づき、認定事業者及び委託先に対して、報告徴収等を実施することができる。

契約の解除等によって既に終了した委託契約についても、報告徴収等の対象となり得るため、当該委託契約に関し適切に情報管理を行うこと。また、事業譲渡等に伴い承継した委託契約についても、報告徴収等の対象となり得るため、当該委託契約に関し譲渡人から適切に引継ぎを受けること（報告徴収等があったときに、譲渡人から譲受人に必要な情報提供を行うことをあらかじめ合意しておくことを含む。）。

以 上